

平成21年度社団法人鹿児島県茶生産協会定期総会決定事項のお知らせ

- 1 第1号議案 平成20年度事業報告及び歳入歳出決算の承認について
原案どおり承認決定されました。
- 2 第2号議案 会費徴収規程の一部改正について
原案は、下記のとおり変更して決定されました。

原案

第5条 茶業経営向上会費の額は、会員が社団法人鹿児島県茶市場に出荷した荒茶の取引金額（消費税除く）に0.15%を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする。

第6条2 前項の規程にかかわらず茶業経営向上会費の納期は、徴収及び納入業務の委託先との取り決めによるものとする。

第7条2 茶業経営向上会費の徴収及び納入については、卸売業者に委託するものとする。

変更

第5条 茶業経営向上会費の額は、会員が前年度に生産した荒茶1キログラムにつき1円をもって計算した額とする。

第6条2 削除

第7条2 削除

附則 （2行省略）本規程は、平成21年2月27日から施行する。

変更の経緯

原案の茶業経営向上会費徴収の提案につきましては、

- ・茶市場出荷者の負担が減るタイミングであること
- ・今が厳しい時期だからこそなにかの対策を打つべきではないか

等の点についてご理解を賜り賛同していただきましたが、

- ・茶市場出荷会員と非出荷会員では負担に差が出ること
- ・会員の公平な負担について、会員間に対立を生じさせるような制度となること

等の点で意見が多数出されました。そこで、上記のとおり代案をお示した結果、承認決定されました。

会員の皆様並びに事務局の担当者様には、何かとご負担をおかけしますが、なにとぞ御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

なお、決定された茶業経営向上会費の徴収・納入方法や時期、用途等につきましては、下記のとおり予定していますので、重ねてよろしく申し上げます。

(1) 茶業経営向上会費の徴収・納入方法

本年度から生産者会費と同様に、市町村支部又は地区支部でとりまとめて納入をお願いします。

(結果として、本年度から1kg 当たりの会費が3円+1円=4円となります。)

(2) 納入時期

生産者会費と同様とします。

1期1月1日から5月31日まで

2期6月1日から9月30日まで

(3) 用途案

生産者・産地等のその時々最重要課題に対応する活動経費とします。

したがって、本年度は、現在の最重要課題であるリーフ茶の消費拡大について対策を進めることとします。

消費拡大の取組については、事務局として最善を尽くす所存です。なお、会員の皆様方からもアイデアを募集し、具体的な取組に反映できるか検討させていただきますので、執行案について妙案がございましたら、電話、FAX、メール、生産協会ホームページの掲示板等あらゆる方法でご意見をお寄せください。よろしく申し上げます。

執行具体例

(ア) 産地の理解促進

a. 産地紹介資料の作成・配付

内 容：市町又は産地ごとの地勢，生産品種，セールスポイントの紹介

配布先：販売協力店，日本茶インストラクター協会，各種イベント（新茶キャンペーン，お茶一杯の日，鹿児島の日等）

b. 農業体験ツアーの受け入れ

旅行会社と企画連携を図り，県内外から茶摘みや手揉みなどの体験型パケットツアーを提案する。

その他，一株オーナー制度等でかごしま茶の固定ファンを確保する。

c. 各種イベントの充実

・お茶一杯の日，新茶キャンペーン等のイベントにおいて，手揉み茶実演，産地紹介コーナーを設置するなどして，より一層の周知を図る。

・他作物（米，野菜等）の消費イベントへの参加，異業種（薩摩焼，お菓子等）との連携企画を提案する。

・VIP，著名人・マスコミ等を通じた宣伝，広報を行う。

(イ) 地産地消の推進，喫茶文化の継承

a. お茶とのふれあい事業への協賛

小学校児童生徒に対し急須や一煎パックを提供し，家庭でのリーフ茶消費及び喫茶文化復興を推進する。

b. 教育現場へのアプローチ

教師，栄養士，給食関係者等に対する研修会開催やお茶を使った献立等の提案，農業体験学習の受け入れを通じて，県産茶の理解促進，消費拡大を図る。

(ウ) 生産技術の向上及び経営改善対策

a. 課題解決研究

消費者ニーズに応じた茶の生産技術や製茶技術の研究

製造環境，クリーンな茶づくり体制向上のための対策検討

b. コマーシャル技術の向上

情報提供手法（ホームページ開設等）に関する研修会の開催

プレミアム茶（大臣賞受賞茶など）を活用した宣伝・販売戦略の構築

（ 以上は定期総会時に説明した具体例です。

あくまでも例ですので，実際の執行とは異なる場合もあります ）

- 3 第3号議案 平成21年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）の議決について
 原案は、第2号議案の変更に伴い、下記のとおり茶業経営向上積立金収支予算書
 （案）の部分を変更して決定されました。

茶業経営向上積立金収支予算書（案）以外の部分は、原案どおり承認決定されま
 した。

		原案
茶業経営向上積立金収支予算書（案）		
事業費収入	28,000,000円	
事業費支出	2,550,000円	
事業活動収支差額	25,450,000円	
次期繰越収支差額	25,450,000円	

		変更
茶業経営向上積立金収支予算書（案）		
事業費収入	25,976,000円	(総会資料21ページの市町村別生産量 に1kg当たり1円を乗じて算出)
事業費支出	25,976,000円	
事業活動収支差額	0円	
次期繰越収支差額	0円	

- 4 第4号議案 その他
 提案事項、決定事項はありません。

以上